

## 達成状況確認の詳細(交替制)

### 1 対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

- ・天候不順（降雨、猛暑、降雪等）による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。
- ・工事着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業（現場事務所等の設営及び起工測量等の準備工事を含む）に着手した日をいう。
- ・現場完了日とは、工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日をいう。
- ・他に対象期間に含まない場合としては、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」が挙げられる。
- ・工事着手日の前や現場完了日の後に行う書類作成・整理は、対象期間外とする。
- ・発注者は、やむを得ず対象外とする期間を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を施工条件総括表に明示するものとするが、災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

### 2 交替制

#### (1) 週休2日交替制

- ア 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。
- イ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

#### (2) 4週8休以上

- ア 月単位の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら全ての月で平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- イ 通期の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

- ・施工体制台帳上の元請け・下請けの技術者及び技能労働者を対象とする。ただし、非常勤（臨時）で従事する者、一時的に従事した技術者及び技能労働者は除く。
- ・下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。
- ・施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者間協議により対象期間について適宜設定するものとする。

【月単位の平均休日率の算出】

技術者・技能労働者の一人あたりの休日日数の割合 (%)

$$= 1 \text{ヶ月の技術者・技能労働者の休日日数} \div 1 \text{ヶ月の工期日数}$$

平均休日率 (%) = 1ヶ月の全ての技術者・技能労働者の休日日数の割合の合計

$$\div 1 \text{ヶ月の全ての技術者・技能労働者数の合計}$$

- ・工期日数とは、工事着手日から現場完了日までの期間で技術者及び技能労働者の従事期間（1ヶ月毎）とする。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- ・下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

(月単位の休日率の算出例)

1ヶ月目

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平日休日率
A 建設	〇〇	30	9	30.0%	28.7%
	△△	30	8	26.7%	
B 建設 (一次下請)	●●	25	7	28.0%	
	■ ■	20	6	30.0%	
月ごとに実績を確認					4週8休以上

月ごとに休日率を確認

2ヶ月目

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平日休日率
A 建設	〇〇	30	8	26.7%	27.8%
B 建設 (一次下請)	●●	25	7	28.0%	
C 建設 (二次下請)	▲▲	18	5	27.8%	
	××	14	4	28.6%	
月ごとに実績を確認					4週8休×

月ごとに休日率を確認

(月単位の対象工種・確認対象期間)

全体工期(R7.4~R7.11)

工種	4	5	6	7	8	9	10	11	12
準備・後片付け	■	■					■	■	
掘削工		■	■			■	■		
型枠工			■	■	■	■			
CO打設				■	■	■			

全体を集計する

※ 算定は各月毎とする。

【通期の休日率の算出】

技術者・技能労働者の一人あたりの休日日数の割合 (%)

$$= \text{技術者・技能労働者の休日日数} \div \text{工期日数}$$

休日率 (%) = 技術者・技能労働者の休日日数の割合の合計

$$\div \text{全ての技術者・技能労働者数の合計}$$

- ・対象期間とは、工事着手日から現場完了日までの期間で技術者及び技能労働者の従事期間とする。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- ・休日日数の割合は、対象者ごとの「当該工事における休日日数／工期日数※」により算出する。

※ 工期日数は、前述した対象期間と同様の扱いとする。なお、下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

(通期の休日率の算出例)

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平日休日率
A 建設	○○	300	90	30.0%	28.8%
	△△	300	80	26.7%	
B 建設 (一次下請)	●●	200	60	30.0%	
	■ ■	200	65	32.5%	
C 建設 (二次下請)	▲▲	100	25	25.0%	
	××	80	23	28.8%	
現場完了後に実績を確認					4週8休以上

現場完了後に休日率を確認

(対象期間全体の達成状況により補正を決定する)